三　ホテル・ニューオータニ

期間	平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで
対象外国公館等の所在地	東京都千代田区
対象外国公館等の敷地	東京都千代田区
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区 紀尾井町、平河町二丁目四番から六番まで、麹町四丁目一番地、三番地、五番地及び七番地並びに永田町二丁目十四番、十五番及び十八番
	東京都港区 赤坂三丁目一番、九番及び二十一番並びに元赤坂一丁目

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

四　経団連会館

期間	平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで
対象外国公館等の所在地	東京都千代田区
対象外国公館等の敷地	東京都千代田区
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	東京都千代田区 大手町一丁目、内神田一丁目一番から八番まで、神田錦町一丁目二十一番地、二十三番地、二十五番地、二十七番地及び二十九番地、神田錦町二丁目十一番地並びに神田錦町三丁目二十一番地及び二十三番地

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

五　駐日中華人民共和国大使館

期間	平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで
対象外国公館等の所在地	東京都港区
対象外国公館等の敷地	東京都港区
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	東京都港区 元麻布二丁目一番から八番まで及び十番から十三番まで、元麻布三丁目一番から九番まで、十二番及び十三番、西麻布三丁目二番から十九番まで、南麻布五丁目二番から五番まで並びに六本木六丁目十五番及び十六番

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

六　駐日大韓民国大使館

期間	平成三十年五月八日から平成三十年五月十一日まで
対象外国公館等の所在地	東京都港区
対象外国公館等の敷地	東京都港区
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	東京都港区 南麻布一丁目一番から六番まで及び八番から二十七番まで、南麻布二丁目一番及び二番、南麻布三丁目一番から九番まで、元麻布一丁目二番から七番まで、元麻布二丁目八番から十四番まで、麻布十番二丁目九番から十六番まで並びに麻布十番三丁目
	南麻布一丁目二番（次の図面に示す部分に限る。）

備考

一　「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

二　側端の一方のみがこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に含まれる道路（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第一号に規定する道路をいう。以下同じ。）の区間のうち当該区域に含まれない道路の部分及び側端の少なくとも一方が当該区域に接する道路の区間並びにこれらの道路の区間に接する交差点は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。

三　側端の少なくとも一方がこの表の対象外国公館等に係る対象施設周辺地域の項下欄に掲げる区域に接する公有水面の区間は、対象施設周辺地域に含まれるものとする。